

第2部 豊かな環境の保全及び創造に関する講じた施策

大阪府域は、古くから産業、商業の集積地として賑わってきたところであるが、昭和40年代には、日本の高度経済成長とともに、大規模発生源によってもたらされた大気汚染、水質汚濁等の産業公害が深刻な様相を呈するようになった。これらに対処するため、工場・事業場等の固定発生源に対する公害対策を総合的に推進した結果、府域の環境は、一時期の危機的な状況を避けることができた。

しかしながら、移動発生源である自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害や廃棄物問題が顕在化し始めるとともに、地球の温暖化、オゾン層の破壊等の地球的大規模の環境問題が提起されてきた。これらの問題は、府民一人ひとりの生活や社会経済活動と密接に関係していることから、ライフスタイルやエネルギーシステムまでを見据え、環境への負荷を与える、より根本的な原因にまで遡って、対策を講じる必要がある。

一方で、潤いのある水辺や豊かなみどり、地域の個性を活かした景観の形成等、身近な自然環境を保全し、より質の高い快適な環境を求める府民ニーズも高まってきた。

これらに対応するため、大阪府は、行政、事業者、府民のそれぞれの責務と、府の施策の基本となる事項を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年大阪府条例第5号。以下、「環境基本条例」という。）を制定するとともに、平成8年3月に、長期的な目標、施策の大綱及びその推進のための事項を定めた「大阪府環境総合計画」を策定し、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指す施策を総合的、計画的に展開することとした。

豊かな環境の保全と創造に関して平成9年度に講じた施策のとりまとめに当たっては、大阪府環境総合計画の進捗状況の把握の一環として、図に示す施策体系図に基づき整理した。

平成9年度は、環境アセスメント手続きの公正さや透明性の向上等を図り実効性を高めていくために「大阪府環境影響評価条例」（平成10年大阪府条例第3号）を制定するとともに、「生活環境保全条例」の改正を行い、大気汚染や地球温暖化の防止につなげるために駐車時における自動車のアイドリングの規制を推進することとした。

また、平成9年版の本報告第3部「今後の課題と方向」の冒頭で、環境問題を取り巻く今日的な状況に対応するために十分留意するとした地球温暖化防止に向けた取組、微量有害化学物質による環境汚染の未然防止に向けた取組及び環境学習の一層の推進に向けた取組については、以下のとおりそれぞれ施策を推進した。

I 地球温暖化防止に向けた取組

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、府民の地球温暖化対策への理解を深め、ライフスタ

イルの変革を図るために、平成9年12月に実施された地球温暖化防止京都会議に合わせて、「大阪府地球温暖化防止対策シンポジウム」を開催し、あわせて、「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」を策定して、府民や事業者に対し、地球温暖化防止につながる具体的な行動の実践を呼びかけた。また、オゾン層の破壊性を持ち温室効果ガスでもあるフロン、四塩化炭素等の揮発性有機塩素化合物のモニタリング調査を実施し、今後の地球温暖化対策に資する情報を収集した。

また、「エコエネルギー都市・大阪計画」策定の基礎となる、府域のエネルギー使用の実態調査や、省エネルギー技術の導入効果の検討を進めるとともに、太陽光発電等の自然エネルギーや、下水の熱エネルギー利用技術導入のため、関係部局で構成する研究会を設置し、府が取り組むべき課題の整理や施策の方向性、更には、計画中の公共施設への率先導入について全庁的な検討を開始した。

今後は、研究会の検討結果や各種調査結果を踏まえ、環境にやさしいエネルギーシステムの構築に向け、平成11年度を目指して、基本理念や目標、実現方策等を示す「エコエネルギー都市・大阪計画」の策定に取り組んでいく。

II 微量有害化学物質による環境汚染の未然防止に向けた取組

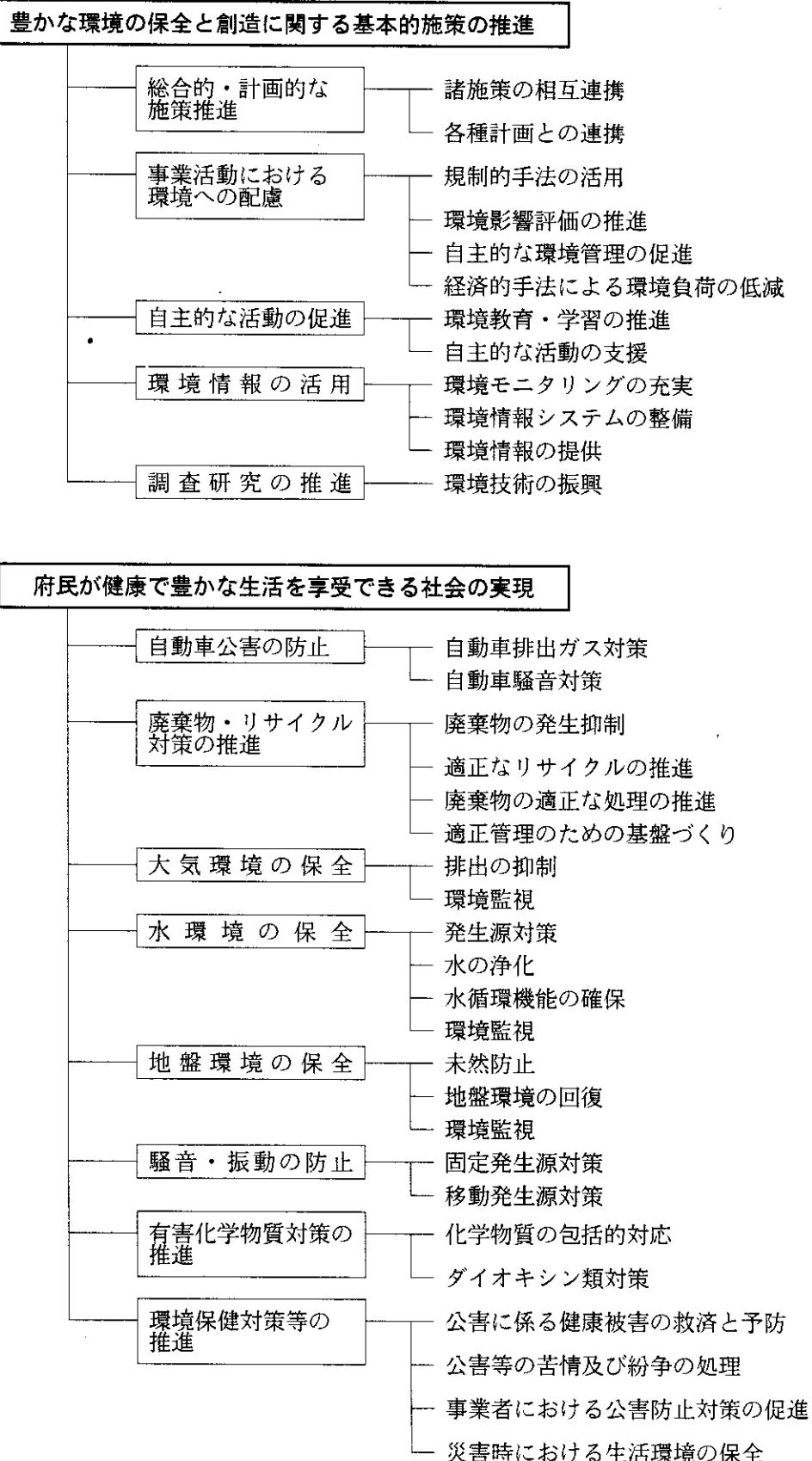
平成8年度に環境基準が設定されたベンゼン等3物質を含め測定方法が既に確立している16の有害大気汚染物質について、汚染の状況を把握するため、モニタリングを開始した。また、特に人体への影響が懸念されているダイオキシン類については、大気、水、土壤等の複数の環境媒体にまたがる問題であり、健康影響の未然防止の観点から、大気汚染防止法及び廃棄物処理法の政省令改正により排出規制の対象となったことを受け、「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」を策定するとともに、各種発生源の排出実態、大気、水や食品、母乳等に含まれるダイオキシン類の濃度等に関する調査を実施するなど総合的な対策を推進した。今後とも、排出抑制対策をはじめ、環境調査等総合的な対策に取組んでいく。

III 環境教育・学習の一層の推進に向けた取組

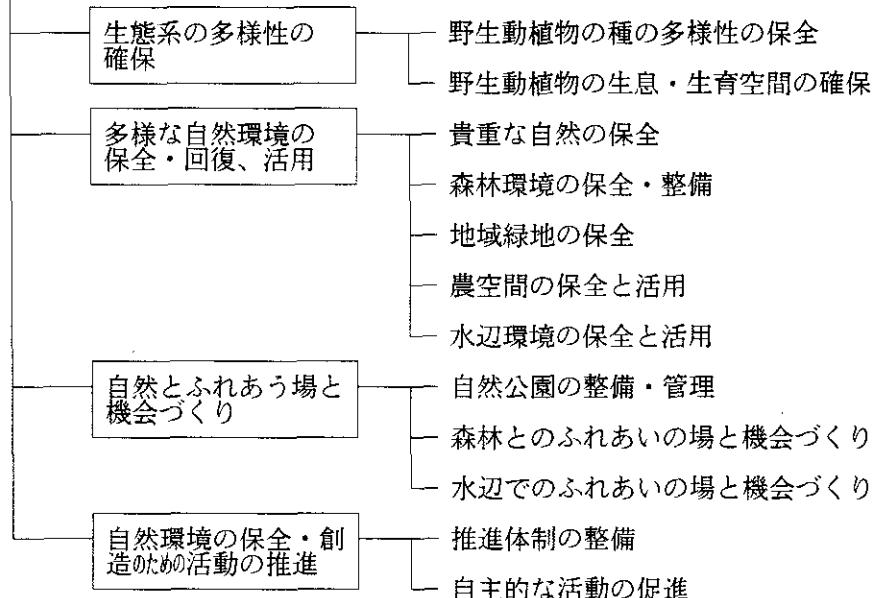
小学校教員が「特別活動」で環境教育を進めるための冊子「環境教育プログラム集－地球はみんなの運動場－」の作成・配付、地域における環境保全に関する活動のリーダー的役割を果たす人材を育成するための「環境ゼミナール」の開催等を行うとともに、平成9年6月には環境ホームページ「かんきょう交流ルーム」を開設し、環境情報と府民相互に交流できる場を提供した。

今後とも、一人ひとりが環境保全の重要性を理解し、環境に配慮した生活・行動を実践できるよう、市町村や民間団体と連携・役割分担を図りながら、子供からお年寄りまであらゆるライフステージに応じた様々な学習資料・学習機会・環境情報の提供や人材育成等、環境教育・学習の一層の推進に取り組んでいく。

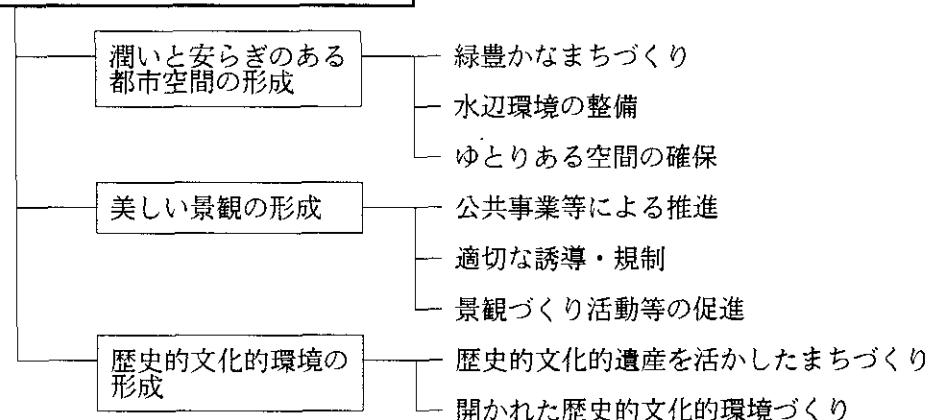
< 施策体系図 >



自然と共生する豊かな環境の創造



文化と伝統の香り高い環境の創造



地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

